

令和 8 年度

再評価・事後評価関係要領等

北海道開発局 農業水産部

目 次

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 国営土地改良事業等再評価実施要領 | 1 |
| 2 | 国営土地改良事業等事後評価実施要領 | 4 |
| 3 | 北海道開発局国営事業管理委員会設置要領 | 7 |
| 4 | 国営事業評価技術検討会設置要領 | 10 |
| 5 | 北海道開発局所掌事業に係る事業評価事務処理要領 | 12 |

国営土地改良事業等再評価実施要領

平成10年3月27日付10構改D第161号
最終改正 令和7年4月11日付け6畜産第3428号
令和7年4月11日付け6農振第2791号

第1 趣旨

農業農村整備事業の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（令和7年4月11日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づき事業採択後、一定期間ごとに当該事業をとりまく諸情勢の変化を踏まえた事業の評価（以下「再評価」という。）を行い、必要に応じ事業の見直し等の検討を行うこととする。

第2 対象事業及び実施時期

1 再評価の対象となる事業

再評価の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、国が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定される土地改良事業（施設の管理を行う事業並びに災害復旧事業及び突発事故復旧事業（これらの事業に附帯して施行する同法第87条の5第1項第2号の事業を含む。）を除く。）
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第3号イの規定により農林水産大臣が指定する地すべり防止区域において同法第10条第1項の規定により農林水産大臣が施行する同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事

2 再評価の実施時期

- (1) 再評価は次に掲げる年度において行うものとする。ただし、当該年度内に対象事業が完了する場合及び事業の廃止、又はいわゆる打ち切り完了（事業計画を縮小するための計画変更を行い、必要に応じて若干の工事を実施して完了するもの）を行おうとしている場合は、再評価を行わないものとする。
 - ① 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業、事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業又は事業採択後5年が経過した時点で継続中であって、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）が社会経済情勢の動向等を踏まえて予備的な検討を行い、再評価を行うことが必要と認めた事業については、当該時点の属する年度
 - ② 事業採択後10年を超えて継続する事業については、直近の再評価実施年度から5年度ごと
- (2) 次に掲げる場合は、(1)の規定にかかわらず、適切な時期に再評価を実施するものとする。
 - ① 関係する地方公共団体、土地改良区その他予定管理者（以下「関係団体」という。）から文書による要請があり、地方農政局長等が必要と認めた場合
 - ② 自然災害の発生、社会経済情勢の変化、事業の計画変更の検討等により必要と認められる場合

第3 事業所等における基礎資料の作成

対象事業を執行する事業所等において、次に掲げる項目を内容とする再評価のための基礎資料を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

ア 事業の進捗状況

- イ 関連事業の進捗状況
- ウ 事業計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性の有無
 - (ア) 事業の施行に係る地域
 - (イ) 主要工事計画
 - (ウ) 事業費
- エ 社会経済情勢の変化
- オ 費用対効果分析及び当該費用対効果分析の基礎となる要因の変化力環境との調和への配慮（地すべり防止工事は除く。）

第4 事業管理委員会及び技術検討会の設置

- 1 地方農政局長等は、対象事業の再評価を行うため、関係部課長をもって構成する国営事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 事業管理委員会の長は、専門的知見を有する第三者（国又は関係団体に属する者以外の者をいう。）から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を設置するものとする。

第5 再評価の実施

- 1 事業管理委員会は、関係団体の意見を文書により聴取した上で、基礎資料を基に、対象事業の継続、事業計画の変更、対象事業の中止、関係団体への要請その他対象事業の効率的な実施のために執るべき措置等に関し、再評価を行うものとする。
- 2 事業管理委員会は、技術検討会へ再評価結果を諮問し、その意見を受ける。
- 3 事業管理委員会は、再評価結果に技術検討会の意見を付して、地方農政局長等へ報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、再評価結果及び技術検討会の意見を踏まえ、翌年度以降の対象事業の実施方針原案を作成し、再評価結果、技術検討会の意見及び実施方針原案を農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に報告するものとする。

第6 再評価の結果を受けての実施方針の決定

- 農村振興局長は、地方農政局長等から報告のあった実施方針原案等について検討し、翌年度以降の対象事業の実施方針案を作成する。
- 実施方針は、農林水産省としての評価決定手続を経て決定される。

第7 再評価結果及び実施方針等の公表等

- 1 農村振興局長及び地方農政局長等は、基本計画第6の2の（3）のイに基づき、毎年度、対象事業の一覧、それぞれについての再評価結果、技術検討会の意見、実施方針等を原則として概算要求時に公表するものとする。

- 2 また、再評価結果、技術検討会の意見及び実施方針については、地方農政局長等から関係団体に周知するものとする。

第8 委任

事業管理委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長等が別に定める。

第9 施行期日

本要領は、令和7年4月11日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月11日から施行する。

国営土地改良事業等事後評価実施要領

平成12年3月27日付け12構改C第241号
最終改正 令和7年4月11日付け6 畜産第3434号
令和7年4月11日付け6 農振第2768号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事

殿

農林水産省畜産局長
農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、農林水産省政策評価基本計画（令和7年4月11日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づき、国営土地改良事業等の完了地区において当該事業の実施による効用及び利用状況の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとし、実施に当たっては、基本計画によるほか、この実施要領に定めるところによる。

第2 事後評価の対象事業及び実施時期

事後評価の対象事業は、国営土地改良事業等（次に掲げる事業をいう。以下同じ。）のうち総事業費10億円以上のものであって、その工事の完了の公告等があった年度の翌年度から起算しておおむね5年を経過したものとする。

ただし、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が認めた場合は、適切な時期に評価を実施することができる。

なお、評価は原則として事業の実施地区ごとに行うが、事後評価の対象とする事業が他の事業と一体的効果又は相乗効果を発揮する場合で、それぞれの効果を分離することが妥当性を欠くと認められる場合は、それらの効果等について当該他の事業と一体的なものとして適切な時期に評価する。

- 1 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業（施設の管理を行う事業並びに災害復旧事業及び突発事故被害復旧事業（これらの事業に附帯して施行する同法第87条の5第1項第2号の事業を含む。）を除く。）であって、国が行うもの
- 2 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第3号イの規定により農林水産大臣が指定する地すべり防止区域において同法第10条第1項の規定により農林水産大臣が施行する同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事

- 3 海岸法（昭和31年法律第101号）第6条第1項の規定により農林水産大臣が施行する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事

第3 事後評価の実施主体及び体制の整備

- 1 事後評価の実施主体は、地方農政局（北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）とする。
- 2 対象事業によって造成、整備された施設の管理主体（以下「管理主体」という。）が地方農政局でない場合には、地方農政局は管理主体の協力を得て、事後評価を実施するものとする。
- 3 事後評価を行うため、地方農政局において当該農政局の関係部長及び課長をもって構成する国営事業事後評価委員会（以下「事後評価委員会」という。）を設置するものとする。なお、国営土地改良事業等再評価実施要領（平成10年3月27日付け構改D第161号農林水産省構造改善局長通知）に基づく国営事業管理委員会又は直轄海岸保全施設整備事業再評価実施要領（平成10年3月27日付け構改D第179号農林水産省構造改善局長通知）に基づく直轄事業管理委員会が設置されている場合には、これをもって代えることができる。
- 4 事後評価について適宜意見を聴くため、専門的な知見を有する者（国又は関係団体（対象事業に関係する地方公共団体及び管理主体をいう。以下同じ。）に属する者以外の者をいう。）により構成される委員会（以下「事後評価技術検討会」という。）を設置するものとする。

第4 事後評価の実施

- 1 事後評価委員会は、基本計画第8の2の（2）のウの視点に基づき、地域の実情を踏まえ、評価の項目及び内容を設定するものとする。
- 2 土地改良調査管理事務所長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局開発建設部長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局土地改良総合事務所長）は、第2の1に掲げる対象事業について、評価に必要な基礎的資料を地方農政局の担当部課と協力して作成するものとする。
- 3 事後評価委員会は、関係団体の意見を聴いた上で、事後評価の結果案を取りまとめるものとする。
- 4 事後評価委員会は、事後評価の結果案を事後評価技術検討会へ示し、その意見を聴くものとする。

第5 事後評価の結果等の報告及び公表

- 1 地方農政局長は、事後評価の結果案及び第4の4の事後評価技術検討会の意見を農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に報告するものとする。

- 2 農村振興局長は、1の報告をとりまとめ公共事業の事業評価書（国営土地改良事業等の完了後の評価）を作成し、基本計画第6の2の（3）のアに基づく大臣官房広報評価課の審査を経た後、原則として事後評価の実施年度の8月末までに事後評価の結果を公表するものとする。
- 3 地方農政局長は、事後評価の結果（事後評価に当たって使用した情報を含む。）及び第4の4の事後評価技術検討会の意見を、2の公表後速やかに公表するとともに関係団体に通知するものとする。

第6 事後評価の結果についての対応

- 1 地方農政局長は、事後評価の結果を踏まえ、対象事業について、管理主体と連携を図りつつ必要な措置を講ずるものとする。その際、農業者の経営面での対応等地方農政局のみでは対応が困難なものについては、関係団体と連携を図りつつ対策を検討する。なお、具体的な措置を講じた場合にはその内容を農村振興局長に報告するとともに、措置を講じた翌年度の8月末までにその概要を公表するものとする。
- 2 地方農政局長は、事後評価の結果等に基づき再度事後評価する必要があると判断した場合は、事後評価の結果を考慮して定める所要の期間の経過後に再度事後評価を実施するものとする。
- 3 農村振興局長は、対象事業の事後評価の結果等を有効に活用し、今後の事業の在り方の検討、事業評価制度の改善等を進めるものとする。

第7 委任

事後評価委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長が別に定めるものとする。

附 則

この改正は、令和7年4月11日から施行する。

北開局利第 6 3 号

北海道開発局国営事業管理委員会設置要領を次のように定める。

平成 1 1 年 3 月 1 1 日

北海道開発局長 小 野 薫

北海道開発局国営事業管理委員会設置要領

(設置)

第 1 条 北海道開発局が所掌する国営土地改良事業等の実施及び完了地区等について、国営土地改良事業等再評価実施要領（平成 10 年 3 月 27 日付け 10 構改 D 第 161 号 農林水産省構造改善局長、畜産局長通達。以下「再評価要領」という。）に基づく事業の評価（以下「再評価」という。）及び国営土地改良事業等事後評価実施要領（平成 12 年 3 月 27 日付け 12 構改 C 第 241 号 農林水産省構造改善局長、畜産局長通達。以下「事後評価要領」という。）に基づく事業の評価（以下「事後評価」という。）を行うため、再評価要領第 4 の 1 及び第 8 並びに事後評価要領第 3 の 3 により、北海道開発局国営事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）を設置する。

(業務)

第 2 条 事業管理委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 再評価要領第 5 の 1 及び 2 に基づく再評価の実施に関する事。
- (2) 事後評価要領第 4 の 1、3 及び 4 に基づく事後評価の実施に関する事。
- (3) 再評価及び事後評価の実施に当たって、事業管理委員会の委員長が別途設置する国営事業評価技術検討会（以下「技術検討会」という。）への再評価及び事後評価の結果の諮問、及び技術検討会の意見を付した当該結果の北海道開発局事業評価検討委員会への報告に関する事。

(構成)

第 3 条 事業管理委員会は、委員長、副委員長及び別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員長は、農業水産部長とする。

3 副委員長は、農業水産部調整官とする。

(委員長の職務等)

第 4 条 委員長は、事業管理委員会の業務を総括する。

2 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(開催)

第 5 条 事業管理委員会は、委員長が招集する。

(庶務)

第 6 条 事業管理委員会の事務のうち、再評価に係るものは農業水産部農業整備課及び農業振興課、事後評価に係るものは農業水産部農業計画課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、事業管理委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この通達は、平成 10 年 7 月 17 日から施行する。

附 則 [平成 12 年 9 月 28 日付け北開局利第 2 7 号]

この通達は、平成 12 年 9 月 28 日から施行する。

附 則 [平成 13 年 1 月 6 日付け北開局農水第 5 - 1 号]

この通達は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 [平成 13 年 4 月 1 日付け北開局農水第 2 2 - 1 号]

この通達は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 14 年 3 月 7 日付け北開局農水第 7 3 号]

この通達は、平成 14 年 3 月 7 日から施行する。

附 則 [平成 17 年 4 月 1 日付け北開局農水第 3 号]

この通達は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 21 年 4 月 1 日付け北開局農整第 5 号]

この通達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [平成 22 年 4 月 1 日付け北開局農整第 2 号]

この通達は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 [令和 8 年 4 月 1 日付け北開局農整第 100 号]

この通達は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

| | | |
|-------|---------|----------|
| 農業水産部 | 農業計画課長 | |
| | 農業調査課長 | |
| | 農業設計課長 | |
| | 農業整備課長 | |
| | 農業振興課長 | |
| | 農業計画課 | 事業計画推進官 |
| | 〃 | 農業施設管理官 |
| | 〃 | 土地改良管理室長 |
| | 農業設計課 | 農業企画官 |
| | 農業整備課 | 事業調査官 |
| 農業振興課 | 農業振興対策官 | |

北開局利第64号

国営事業評価技術検討会設置要領を次のように定める。

平成11年 3月11日

農業水産部長 藤 森 郁 雄

国営事業評価技術検討会設置要領

(設置)

第1条 国営土地改良事業等再評価実施要領(平成10年3月27日付け10構改D第161号 農林水産省構造改善局長、畜産局長通達。以下「再評価要領」という。)に基づく事業の評価(以下「再評価」という。)及び国営土地改良事業等事後評価実施要領(平成12年3月27日付け12構改C第241号 農林水産省構造改善局長、畜産局長通達。以下「事後評価要領」という。)に基づく事業の評価(以下「事後評価」という。)を行うため、再評価要領第4の2及び事後評価要領第3の4により、国営事業評価技術検討会(以下「技術検討会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 技術検討会は、北海道開発局国営事業管理委員会(以下「事業管理委員会」という。)による再評価及び事後評価の結果の諮問に対し、意見を答申するものとする。

2 答申にあたって必要に応じて現地調査を行うことができる。

(構成)

第3条 技術検討会は、委員長及び委員をもって構成し、再評価要領第4の2及び事後評価要領第3の4に規定する第三者(農業土木、農業経済、その他必要と認められる各分野の均衡に配慮した5名程度)をもって充てる。

2 委員長は、委員による互選とする。

(任期)

第4条 委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は、技術検討会の業務を総括する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(開催)

第6条 技術検討会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第7条 技術検討会の事務のうち、再評価に係るものは農業水産部農業整備課及び農業振興課、事後評価に係るものは農業水産部農業計画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、技術検討会の運営に関し必要な事項は、技術検討会が定める。

附 則

(施行期日)

この通達は、平成10年7月17日から施行する。

附 則 [平成12年9月28日付け北開局利第27号]

この通達は、平成12年9月28日から施行する。

附 則 [平成14年3月7日付け北開局農水第73号]

この通達は、平成14年3月7日から施行する。

附 則 [平成21年4月1日付け北開局農整第6号]

この通達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成22年4月1日付け北開局農整第3号]

この通達は、平成22年4月1日から施行する

附 則 [平成25年6月10日付け北開局農整第28号]

この通達は、平成 25 年 6 月 10 日から施行する。

附 則 [令和 8 年 4 月 1 日付け北開局農整第 101 号]
この通達は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

○北海道開発局所掌事業に係る事業評価事務処理要領（平成12年5月10日北開局整第5号）

| | | |
|----|---------------------|--------------------|
| 改正 | 平成12年9月28日北開局整第27号 | 平成13年1月6日北開局開整第3号 |
| | 平成14年3月7日北開局開整第49号 | 平成14年3月20日北開局開整第2号 |
| | 平成14年8月1日北開局開整第22号 | 平成14年3月20日北開局開整第2号 |
| | 平成16年6月7日北開局開整第5号 | 平成17年6月30日北開局開整第8号 |
| | 平成18年7月4日北開局開整第7号 | 平成26年5月1日北開局開整第11号 |
| | 平成27年4月10日北開局開整第32号 | 平成29年3月8日北開局開整第34号 |
| | 平成30年3月30日北開局開整第2号 | 令和5年6月8日北開局開整第4号 |
| | 令和6年6月4日北開局開整第9号 | 令和8年3月26日北開局開整第91号 |

北海道開発局所掌事業に係る事業再評価事務処理要領を次のように定める。

（趣旨）

第1条 北海道開発局が所掌する公共事業について、事業の効率的な執行及び透明性の確保を図るとともに、北海道総合開発計画のより一層の効率的・効果的实施を図る観点から、事業の新規事業採択時評価、再評価及び事後評価（以下「事業評価」という。）を実施する場合の事務処理については、次の各号に掲げる要領その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

- (1) 「国営土地改良事業等再評価実施要領の制定について」（平成10年3月27日付け10構改D第161号）の別添「国営土地改良事業等再評価実施要領」（以下「農林水産省再評価要領」という。）
- (2) 「国営土地改良事業等事後評価実施要領の制定について」（平成12年3月27日付け12構改C第241号）の別添「国営土地改良事業等事後評価実施要領」（以下「農林水産省事後評価要領」という。）
- (3) 「水産関係公共事業の事業評価実施要領の制定について」（平成11年8月13日付け11水港第3362号）の別添「水産関係公共事業の事業評価実施要領」（以下「水産庁実施要領」という。）
- (4) 「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について」（令和7年9月18日付け国官総第105号及び国官技第174号）により通知された「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」（以下「国土交通省新規評価要領」という。）、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領」（以下「その他施設費の新規評価要領」という。）、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」（以下「国土交通省再評価要領」という。）、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」（以下「その他施設費の再評価要領」という。）及び「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」（以下「国土交通省事後評価要領」という。）、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」（以下「その他施設費の事後評価要領」という。）

（定義）

第2条 この要領において「再評価原案」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 農林水産省再評価要領第5の4に定める翌年度以降の対象事業の実施方針原案
- (2) 水産庁実施要領第7の3(2)に定める当該事業の実施方針案
- (3) 国土交通省再評価要領第4の1の(3)の①に定める対応方針（案）及びその決定理由等
- (4) その他施設費の再評価要領第4の1の(3)の①2)に定める対応方針（案）及びその決定理由等

- (5) 国土交通省再評価要領第4の4の①及び②に定める対応方針及びその決定理由等
 - (6) その他施設費の再評価要領第4の5の①及び②に定める対応方針及びその決定理由等
- 2 この要領において「事後評価結果」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 農林水産省事後評価要領第5の1に定める事後評価の結果等
- (2) 水産庁実施要領第8の2(3)に定める完了後の評価案
- (3) 国土交通省事後評価要領第4の1の(3)の①に定める対応方針及びその決定理由等
- (4) その他施設費の事後評価要領第4の1の(3)の①2)に定める対応方針及びその決定理由等

(事業評価の対象となる事業の範囲)

第3条 事業評価の対象となる事業の範囲は、北海道開発局が実施する事業とする。ただし、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、その他施設費の再評価要領第2各号列記の事業及び国が行う特定漁港漁場整備事業のうち漁港及び漁場の整備等に関する法律第4条第1項第1号の補修にかかる事業を除くものとする。

(事業評価を実施する事業)

第4条 再評価を実施する事業は、北海道開発局が所掌する事業のうち農林水産省再評価要領第2、水産庁実施要領第7の1、国土交通省再評価要領第3及びその他施設費の再評価要領第3に定める事業とする。

- 2 事後評価を実施する事業は、農林水産省事後評価要領第2、水産庁実施要領第8の1、国土交通省事後評価要領第3及びその他施設費の事後評価要領第3に定める事業とする。

(局評価検討委員会)

第5条 北海道開発局が実施する公共事業の事業評価を行うため、北海道開発局に、北海道開発局事業評価検討委員会（以下「局評価検討委員会」という。）を設置する。

(局評価検討委員会の構成、運営)

第6条 局評価検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は局長とし、委員を招集し、局評価検討委員会を総括する。
- 3 副委員長は次長とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 委員は、別表1に掲げる者とする。

(局評価検討委員会の業務)

第7条 局評価検討委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 再評価原案及び事後評価結果の作成に関すること。
- (2) 再評価原案及び事後評価結果の決定に関すること。
- (3) その他事業評価に関すること。

(第三者機関の設置)

第8条 局長は、再評価及び事後評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、学識経験を有する者等で構成される委員会（以下「第三者機関」という。）を設置するものとする。

(再評価原案及び事後評価結果の作成並びに第三者機関の意見聴取)

第9条 局評価検討委員会は、再評価原案及び事後評価結果を作成する。

- 2 局評価検討委員会は、再評価を実施する事業に係る再評価原案の作成に資するための準備書を作成し、第三者機関に提出してその審議を経なければならない。
- 3 局評価検討委員会は、事後評価を実施する事業に係る事後評価結果の作成に資するための準備書を作成し、第三者機関に提出してその審議を経なければならない。
- 4 第三者機関の審議の際には、原則として局評価検討委員会の委員であって、審議案件又は報告案件を所管する部の長が出席するものとする。
- 5 局評価検討委員会は、第三者機関から意見が提出されたときは、その意見を尊重しなければならない。

(河川事業及びダム事業の特例)

第10条 河川事業及びダム事業に係る再評価原案の作成及び決定並びに第三者機関の意見聴取については、前条の規定にかかわらず、国土交通省再評価要領第4の1の(4)、第5の4の④及び第6の6の規定によるものとし、学識経験者等から構成される委員会等での審議の結果を第三者機関に報告するものとする。

2 河川事業及びダム事業に係る事後評価の結果の作成及び決定並びに第三者機関の意見聴取については、前条の規定にかかわらず、国土交通省事後評価要領第4の1の(6)及び第6の5の規定によるものとし、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象となるダム事業における当該制度に基づいた手続が行われる場合における当該内容並びに河川事業及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象とならないダム事業における河川整備計画策定後に計画内容点検のために学識経験者等から構成される委員会等での審議の結果を第三者機関に報告するものとする。

(農業農村整備事業の特例)

第11条 農業農村整備事業に係る再評価原案の作成及び第三者機関の意見聴取については、第9条の規定にかかわらず、農林水産省再評価要領第5によるものとする。この場合において、同要領第5の3及び4中「地方農政局長」とあるのは、「局評価検討委員会」と読み替えるものとする。

2 農業農村整備事業に係る事後評価結果の作成及び第三者機関の意見聴取については、第9条の規定にかかわらず、農林水産省事後評価要領第4の3及び4によるものとする。この場合において、同要領第3の3の場合に基づく国営事業管理委員会は、当該事後評価の結果等を局評価検討委員会に報告するものとする。

3 第9条第5項の規定は、前2項の場合について準用する。

(評価結果の決定)

第12条 局評価検討委員会は、前3条の規定により作成又は提出された再評価原案及び事後評価結果を審議し、決定する。

(評価結果の提出)

第13条 局長は、前条の再評価原案及び事後評価結果を関係省庁に提出する。

2 局長は、国土交通省事後評価要領第4の1の(4)及びその他施設費の事後評価要領第4の1の(4)に定める同種事業の計画調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について指摘された場合における当該内容を関係省庁に提出する。

(公表)

第14条 再評価原案を決定した事業については、農林水産省再評価要領第7の1、国土交通省再評価要領第4の2及びその他施設費の再評価要領第4の3の規定に基づき、関係省庁が公表する時期に合わせ、評価結果等を公表するものとする。

2 事後評価結果を決定した事業等については農林水産省事後評価要領第5の2、国土交通省事後評価要領第4の2の(1)及びその他施設費の事後評価要領第4の2の(1)の規定に基づき、評価結果等を公表するものとする。

また、国土交通省事後評価要領第4の2の(2)及びその他施設費の事後評価要領第4の2の(2)に定める改善措置が講じられた場合、速やかにその内容について公表するものとする。

(幹事会)

第15条 局評価検討委員会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、局評価検討委員会の業務に関し、あらかじめ検討を行い、局評価検討委員会を補佐する。

3 幹事会は、開発監理部次長(計画)を幹事長、開発調整課長を副幹事長とし、別表2に掲げる者をもって構成する。

4 幹事長は、幹事を招集し、幹事会を総括する。

5 幹事長は、必要に応じ専門的な事項について調査、検討するため、幹事長が指名する者をもって構成するワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第16条 局評価検討委員会に関する庶務は、開発調整課が行う。

(雑則)

第17条 この要領に定めるもののほか、この要領の運用のために必要な事項は、開発監理部長が定める。

附 則

この要領は、平成12年5月10日から施行する。

附 則〔平成12年9月28日北開局整第27号〕

この要領は、平成12年9月28日から施行する。

附 則〔平成13年1月6日北開局開整第3号〕

この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附 則〔平成14年3月7日北開局開整第49号〕

この要領は、平成14年3月7日から施行する。

附 則〔平成14年3月20日北開局開整第2号〕

この要領は、平成14年3月20日から施行する。

附 則〔平成14年8月1日北開局開整第22号〕

この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則〔平成15年5月7日北開局開整第6号〕

この要領は、平成15年5月7日から施行する。

附 則〔平成16年6月7日北開局開整第5号〕

この要領は、平成16年6月7日から施行する。

附 則〔平成17年6月30日北開局開整第8号〕

この要領は、平成17年6月30日から施行する。

附 則〔平成18年7月4日北開局開整第7号〕

この要領は、平成18年7月4日から施行する。

附 則〔平成26年5月1日北開局開整第11号〕

この要領は、平成26年5月1日から施行する。ただし、この規定は、平成26年度に実施する事業評価から適用する。

附 則〔平成27年4月10日北開局開整第32号〕

この要領は、平成27年4月10日から施行する。

附 則〔平成29年3月8日北開局開整第34号〕

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則〔平成30年3月30日北開局開整第2号〕

この要領は、平成30年3月30日から施行する。

附 則〔令和5年6月8日北開局開整第4号〕

この要領は、令和5年6月8日から施行する。

附 則〔令和6年6月4日北開局開整第9号〕

この要領は、令和6年6月4日から施行する。

附 則〔令和8年3月26日北開局開整第91号〕

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

委員

| |
|-------------|
| 開発監理部長 |
| 事業振興部長 |
| 建設部長 |
| 港湾空港部長 |
| 農業水産部長 |
| 営繕部長 |
| 開発監理部次長（総務） |
| 開発監理部次長（計画） |

別表 2

幹事

| |
|----------|
| 用地課長 |
| 開発計画課長 |
| 開発連携推進課長 |
| 都市住宅課長 |
| 技術管理課長 |
| 河川計画課長 |
| 河川工事課長 |
| 河川管理課長 |
| 道路計画課長 |
| 道路維持課長 |
| 港湾計画課長 |
| 空港・防災課長 |
| 農業計画課長 |
| 農業整備課長 |
| 農業振興課長 |
| 水産課長 |
| 営繕計画課長 |